

長崎県公衆浴場基幹設備整備補助金実施要綱

(趣旨)

第1条 県は、公衆浴場の経営の安定を図るため、予算の定めるところにより公衆浴場基幹設備の更新(新・増設を含む。以下同じ。)及び補修並びに内装工事を行った公衆浴場を経営する者(以下「経営者」という。)に対し、長崎県公衆浴場基幹設備整備補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付については、長崎県補助金等交付規則(昭和40年長崎県規則第16号。以下「規則」という。)及び長崎県県民生活部関係補助金等交付要綱(平成19年長崎県告示第369号)に定めるもののほか、この要綱(以下「実施要綱」という。)の定めるところによる。

(定義)

第2条 この実施要綱において、次に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

1. 公衆浴場

公衆浴場法(昭和23年法律第139号)第2条の規定により知事の営業許可を受け、入浴料金については物価統制令(昭和21年勅令第118号)第4条の統制額の指定を受けて公衆を入浴させる施設をいう。

2. 基幹設備

公衆浴場の設備のうち次のものをいう。

- (イ) 内釜 (ロ) 外釜 (ハ) バーナー(オイルヒーターを含む。以下同じ。)
- (ニ) ろ過器 (ホ) 煙突 (ヘ) 給水湯配管 (ト) 太陽熱温水器 (チ) 水タンク
- (リ) 温度調整機 (ヌ) 揚水ポンプ (ル) 浴槽 (ヲ) 油タンク

(補助の対象及び補助率)

第3条 この補助金の対象となる経費は、基幹設備の更新若しくは補修又は内装工事のために要した経費(補修経費については、全体の所要額)と補助基準額のうちいずれか低い額とし、かつ、その経費の合計額が10万円以上のものとする。

2 前項に規定する補助金の交付の対象となる経費に係る補助基準額は次のとおりとする。

区分	補助基準額	区分	補助基準額
内釜	900,000円	水タンク	900,000円
外釜	900,000円	温度調整機	400,000円
バーナー	360,000円	揚水ポンプ	600,000円
ろ過器	600,000円	浴槽	900,000円
煙突	500,000円	油タンク	600,000円
給水湯配管	900,000円	補修経費	900,000円
太陽熱利用温水器	3,000,000円	内装工事	1,000,000円

(注) 内釜、外釜が一体化した構造のものの補助基準額は、内釜、外釜の補助基準額を合計した額とする。

3 補助率は、補助金の対象となる経費の合計額の3分の1以内とする。

4 同一年度における同一の公衆浴場に係る補助額の合計額は、百万円を超えることができない。

(申請書に添付すべき書類等)

第4条 規則第4条の規定により申請書に添付すべき書類は次のとおりとし、申請書の提出期限は、工事を完了した日から30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日とする。

1. 工事理由書(様式第1号)
 2. 事業完成調書(様式第2号)
 3. 領収書又は請求書の写し
 4. 工事箇所について工事の経過及び完成を確認できる書類
 5. 前各号に定める書類のほか、給水湯配管及び太陽熱利用温水器については、工事箇所を
図示した図面を添付するものとする。
 6. 暴力団排除に係る誓約書(様式第2号の2)
- 2 申請書及び前項に定める書類は、長崎県公衆浴場生活衛生同業組合及び営業施設の所在地を管轄する保健所の長を順次経由して知事に提出するものとする。
- 3 長崎県公衆浴場生活衛生同業組合は、申請書及び第1項に定める書類を経由するにあたっては、当該申請に関する意見書を添付するものとする。
- 4 各申請者は、申請書提出時に当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(事業費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでないものについては、この限りではない。
- 5 前項ただし書の場合において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(同項本文の規定により減額した各申請者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を様式第3号により報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(補助の条件)

第5条 規則第6条第1項の規定による条件は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び関係書類を整備し、これを当該事業完了の翌年度から5年間保存しなければならない。

(補助金の請求)

第6条 規則第16条の規定による補助金交付請求書は、補助金の額の確定通知を受けた日から14日以内に提出しなければならない。

(補助金の交付手続の省略)

第7条 規則第21条の規定により、規則第7条の規定による交付の決定の通知及び規則第14条の規定による額の確定の通知は併合し、規則第13条の規定による実績報告は省略するものとする。

附 則

この実施要綱は、平成18年度の予算に係る補助金から適用する。

この実施要綱は、平成29年度の予算に係る補助金から適用する。

浴場名	経営者氏名	住所	電話番号
設備名	使用年数	更新又は補修の理由	

平成 年度 公衆浴場基幹設備整備事業完成調書

浴場名		経営者氏名		住所		電話番号
設備区分	実施事業費 (実支出額)	補助対象事業費	確定額	事業内容	着工年月日 (完成年月日)	
内釜					(年 月 日)	
外釜					(年 月 日)	
バーナー					(年 月 日)	
ろ過機					(年 月 日)	
煙突					(年 月 日)	
給水湯配管					(年 月 日)	
太陽熱温水器					(年 月 日)	
水タンク					(年 月 日)	
温度調整機					(年 月 日)	
揚水ポンプ					(年 月 日)	
浴槽					(年 月 日)	
油タンク					(年 月 日)	
補修					(年 月 日)	
内装工事					(年 月 日)	
計					(年 月 日)	

内装工事履行確認済

平成 年 月 日

環境衛生監視員



年 月 日

長崎県知事 様

申請者 住所
氏名 印

誓約書

私は、平成〇〇年度長崎県公衆浴場基幹設備整備補助金交付申請を行うにあたり、次の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、長崎県警察本部に照会することについて承諾します。

※ チェック欄（誓約の場合、 にチェックを入れてください。）

自己及び本事業実施主体の構成員等は、次のアからウのいずれにも該当するものではありません。また、事業実施主体の運営に対し、次のアからウのいずれの関与もありません。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者その他知事が認めるもの

補助事業等又は間接補助事業等を行うにあたり、上記アからウに掲げる者（以下「暴力団等」という。）と契約を締結しません。

暴力団等をこの事業に係る間接補助事業者にしません。

暴力団等から不当な要求行為を受けた場合は、速やかに県に報告するとともに、警察に通報します。

※ 県では、長崎県暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。

年 月 日

長崎県知事 様

経営者

印

平成 年度消費税仕入控除税額報告書

平成 年 月 日付け 第 号により交付決定通知のあった長崎県公衆浴場
基幹設備整備補助金について、長崎県公衆浴場基幹設備整備補助金実施要綱第4条第4項の規定
に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | |
|--------------------------|---|
| 1 補助金の額の確定額 | 円 |
| 2 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額 | 円 |
| 3 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3－2） | 円 |

（注）その他参考となる資料を添付すること。